

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 資金運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）経理規程第42条第2項に基づき、本会の資金運用の指針、手続等について定め、資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(管理運用の原則)

第2条 資金運用は、安全性を第一とし、元本返還の確実な方法によるものとする。また、原則として、利回りについて確定利付きのものとする。

2 資金運用に当たっては、常に市場リスクその他の運用に関する情報収集に努め、適切に管理するものとする。

(運用担当者)

第3条 資金の運用にあたっては、理事会の議決を経て、会長が運用責任者を任命する。

2 資金運用は、運用責任者の指示を受けて総務課が行うものとする。

(運用の対象)

第4条 資金運用は、次に定める金融商品を対象とする。

(1) 円建預金・貯金

(2) 元本保証の金銭信託

(3) 公共債（国債、地方債、政府関係機関債等）

(4) 社債

(5) 金融債

2 前項のうち、債権については、公債等明らかに高い信用力を有するもの以外は、信用のある格付け機関のいずれかにより AA 格以上の格付けを得ている銘柄とする。

(運用する資金の範囲)

第5条 この規程において、運用する資金の範囲は次のとおりとする。

(1) 基本財産 長期保有を前提として元本の安全性が高いもの。

(2) 運用財産等 基本財産以外で長期所有又は一時所有が可能な財産。

2 前条第1項第2号以下に定める運用対象の資金総額は、運用財産の50%以内とする。

3 前2項に定める各資金の額は、前年度決算額によるものとする。

(運用の手続き)

第6条 運用責任者は、金融商品による運営方針について、予め会長の承認を得るとともに、理事会に報告するものとする。

2 金融商品の購入若しくは売却について、会長の承認を得なければならない。

3 前項の定めにかかわらず、緊急を要する場合には、追認をもって処理することができるものとする。

(保有期間と中途売却)

第7条 購入した金融商品は、満期償還等の保有期限のないものを除き、満期保有を原則とする。ただし、流動性の確保等やむを得ない場合には、前条第2項に定める運用手続きに準じて中途売却を行うことができる。

(運用状況の報告)

第8条 運用担当者は、金融商品による運用状況を経理規程第45条により会長に報告しなければならない。

(債権の保全、損失処理)

第9条 保有する金融商品の発行体若しくは運用に係わる金融機関に、破綻等のリスクが発生した場合、理事会は直ちにその対応策を講じ、債権の保全に努めるものとする。

2 保有する金融商品の時価が取得価格の80%を下回った場合、又は格付けの見直し等により格付けが第4条第2項の基準を下回った場合には、運用責任者が会長と協議のうえ直ちに対応を決定するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規定は、平成29年11月10日から施行する。